

## 横浜国立大学メールサービス利用規約

令和3年2月4日  
情報戦略推進機構長 裁定

### (目的)

第1条 この規約は、横浜国立大学（以下「本学」という。）情報基盤センター（以下「センター」という。）が提供するメールサービス（YNUメール）、及び学部・学科等や研究室等（以下「研究室等」という。）が運営するメールサービス（以下「研究室メール」という。）におけるルールやマナーを守った安全な利用について、必要な事項を定める。

### (適用範囲)

第2条 この規約は、YNUメール及び研究室メールを利用する全ての者に適用する。

### (利用の同意)

第3条 YNUメールは、Microsoft社のクラウドサービス Office365、及び、Google社のクラウドサービス G Suite for Educationを利用している。従って、YNUメールを利用した時点で「Microsoftサービス規約」、  
「Google利用規約」に同意したものとなることに留意すること。

### (利用上のマナー)

第4条 YNUメール及び研究室メールを利用する者（以下「利用者」という。）は、次の事項に該当するメールの送信を行わないこと。

- (1) 個人情報やプライバシーの保護に違反するメール
- (2) 著作権・商標権等の知的財産権を侵害するメール
- (3) 各種ハラスメントに該当する内容のメール
- (4) 誹謗中傷・名誉毀損・信用毀損に該当するメール
- (5) スパムメール、フィッシングメール等の正当な通信目的以外の内容及びマルウェア等の有害なプログラムを添付したメール
- (6) 公序良俗に反する内容、偏見、人種差別、憎悪を助長する内容のメール
- (7) 違法性のある内容、本学の規則及び情報セキュリティポリシーに違反する内容のメール
- (8) 損害賠償等の民事責任を発生させる、あるいは発生させるおそれのあるメール
- (9) その他、良識が疑われるような内容のメール

### (研究室メール)

第5条 研究室メールの運用にあたってメールサーバを学外に公開する場合は、メールサーバ管理責任者を置き、CIO会議、情報戦略会議及び情報戦略推進機構運営会議において承認を得なければならない。

- 2 センターは、研究室メールに対するセキュリティ対策は行わない。
- 3 研究室メールのサーバ管理責任者は、研究室メールのメールサーバの管理、運用及びセキュリティ対策に関して全責任を負うものとする。

(アカウントの管理)

第6条 利用者は、メールアカウントの利用に際し、本学情報システム関係諸規則に従わなければならない。

- (1) 利用者は、メールアカウントを他人に使用させてはならない。
- (2) 利用者は、不正なメール転送設定がなされていないか定期的に確認すること。

(メール送受信)

第7条 メール送受信

- (1) メールの送信は、そのメールアドレスのサービス提供者が指定するメールサーバを利用して送信すること。
- (2) 横浜国立大学情報格付けに係る取り扱いガイドラインに定められている機密性2以上の情報を電子メールで送信する場合には、Office365を利用すること。また、その際、メール本文に当該情報は記載せず、暗号化により保護された添付ファイル等で送付すること。
- (3) 横浜国立大学情報格付けに係る取り扱いガイドラインに定められている機密性3以上の情報の送信は、原則禁ずる。
- (4) 多数の受信者に対して一回の送信でメールを送信できるようにするために用意された一斉配信専用アドレス宛てにメールを送信する場合は、Bcc を利用すること。
- (5) 電子メールの添付ファイルを開く際は、マルウェア対策ソフトウェアによる検索を実施すること。
- (6) 不審なメールを受信した場合には、メールに添付されているファイルを開いたり、本文中に記載されているリンクにアクセスすることなく、受信したメールを速やかに削除すること。なお、判断に迷った場合は、YNU-ISIRT、及び自身が所属する部局の部局長に連絡・相談し、指示に従って対処すること。

(メールのバックアップ)

第8条 メールバックアップは、利用者自身が必要に応じて適宜行うこと。

(違反行為への対処)

第9条 利用者が、本規約の他、情報システム利用規則等、本学情報システム関係諸規則に従わない場合は、一時的に利用の取り消しを行うことがある。

附則

- 1 この規約は、令和3年4月1日から実施する。
- 2 情報基盤センターメールサービス利用規約（平成29年1月23日情報基盤センター長裁定）は廃止する。